

「世田谷区自転車条例」の一部改正（素案）について

（付議の要旨）

自転車損害賠償責任保険への加入、自転車乗車用ヘルメットの着用の義務化等を図り、自転車の安全利用を促進するため、「世田谷区自転車条例」の一部を改正する。

1. 主旨

区では自転車利用が普及しており、特に子育て層への浸透が著しい。区内の自転車事故件数は都内最多レベルであり、区では警察署等と連携して事故防止に取り組んでいるが、それでも起こってしまう事故への対策として、自転車損害賠償責任保険への加入、自転車乗車用ヘルメットの着用を進めるため、「世田谷区自転車条例」を改正する。あわせて、区の自転車施策の実情に合わせ、その他の改正を行う。

なお、東京都も条例改正により保険加入の義務化を図る予定であり、また、ヘルメット着用については現行条例で一部努力義務として規定している。区条例の改正にあたり、条例文については都条例と重複を避けることとするが、区民意見募集のための改正素案については、区民にわかりやすいよう、都・区の区分を示しながら、両者を一体のものとして示す。

2. 改正概要

（1）自転車損害賠償責任保険への加入の義務化

区においては、自転車損害賠償責任保険への加入の義務化に向け、受け皿となる「区民交通傷害保険」を実施しているところである。

なお、すでに「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者に対し努力義務が課され、さらに今年度中の改正により、義務化が図られるため、条例文としては記載しない。

（2）ヘルメット着用の義務化及び努力義務化

13歳未満の子どもの着用については、道路交通法で保護者に対し努力義務が課されているが、事故時の重度化防止のため、条例による保護者への義務化を実施する。

なお、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、すでに自転車利用者に対する着用の努力義務、高齢者の着用に関する家族の助言の努力義務等について規定しており、これらについては条例文として記載しない。

（3）自転車点検整備の努力義務化

自転車利用者、自転車使用事業者、自転車貸出事業者に対し、自転車点検整備の努力義務化し、自転車本体の安全性向上と利用者の意識向上による事故防止を図る。

(4) 駐輪時の自転車の施錠努力義務化

自転車盗難は平成30年中に区内で約2,400件発生しており、その6割が無施錠であることから、駐輪時施錠の努力義務化により防犯意識を高め、盗難防止を図る。

(5) 駐輪場内放置・不正使用者への対応の明文化

駐輪場の不正使用や他の利用者への迷惑行為に対し、指定管理者が使用制限できる規定の追加により、公平・公正な自転車等駐車場の運営管理を行う。

(6) 自動二輪車の自転車等駐車場利用についての特例

自転車等駐車場に管理上支障のない場合等に、特例として自動二輪車を駐車させることができる規定を設ける。

(7) 放置自転車の撤去までの期間の短縮

事故の防止と良好な道路環境の確保のため、放置禁止区域外における撤去までの期間を現状の7日から3日に短縮する。

(8) 車体への記名義務廃止

社会通念の変化を踏まえ、個人情報保護の観点から、自転車等の車体へ自己の住所・氏名等の明記義務を廃止する

(9) 警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更

放置禁止区域内において、これまでは「撤去の前日まで」だった盗難届の提出期限を「撤去前まで」とすることにより、放置禁止区域外と同様の取り扱いとする。

(10) 引取りのない撤去自転車等に対する措置の明文化

引取りのない撤去自転車等の処分方法については、現在「撤去自転車等売却要綱」のみの規定であるため、売却処分を含め、条例で規定する。

3. 改正による効果

条例による義務化とともに、事業者、自転車小売業者、自転車貸出事業者、学校設置者等と連携して啓発を進めることにより、自転車事故の防止と軽度化、事故の被害者及び加害者の救済、交通安全意識の向上等を図る。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和元年	9月	公共交通機関対策等特別委員会（素案報告）
	10月	素案の公表・区民意見募集
令和2年	1月	政策会議（区民意見募集結果・案報告）
	2月	公共交通機関対策等特別委員会（区民意見募集結果・案報告）
	3月	第一回区議会定例会（改正条例案提案）
	4月	改正条例の施行
	10月	改正条例の施行（ヘルメット義務化等、周知期間を要するもの）

5. 義務化一覧表（別紙1「自転車保険、ヘルメット、点検整備義務付け早わかり図」と対応）
 都条例（現行・改正）と区条例（改正）の内容が同じ場合は、重複を避けるため、
 実際には区条例に規定せず、都条例の内容の周知・啓発を図る。

	対 象	道路 交通法	都条例 (現行)	都条例 (改正)	区条例 (改正)
保 険 加 入	自転車利用者		努力義務	義務	—
	保護者（監護未成年者に関して）			義務	—
	自転車使用事業者（業務使用に関して）			義務	—
	自転車貸付業者			義務	—
ヘル メ ット 着 用	自転車利用者（本人に関して）		努力義務	努力義務	—
	自転車利用者（自転車同乗中の子どもに関して）				義務
	保護者（13歳未満の子どもに関して）	努力義務			義務
	保護者（18歳未満の子どもに関して）		努力義務	努力義務	—
	高齢者の家族（高齢者への助言に関して）		努力義務	努力義務	—
	自転車使用事業者（業務使用に関して）				努力義務
	自転車貸付業者				努力義務
点 検 整 備	自転車利用者		努力義務	努力義務	—
	保護者（監護未成年者に関して）				努力義務
	自転車使用事業者		努力義務	努力義務	—
	自転車貸付業者				努力義務
情 報 提 供 ※	自転車使用事業者（通勤使用を含む）		努力義務	努力義務	—
	自転車貸付業者				努力義務
	自転車小売業者				努力義務
	駐輪場事業者				努力義務
	学校設置者				努力義務
	保育園・託児所				努力義務

※保険加入については、加入の有無の確認を含む。

【参考】イヤホン、スマートホンをしながらの自転車運転について
 イヤホン、スマートホンをしながらの自転車運転について道路交通法第71条第6
 項及び東京都道路交通規則第8条の違反となるため、区条例では改めて規定しない
 （都条例でも規定していない）。